

平成29年度第3回（第4回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成29年7月24日（月）午後2時00分～午後4時30分
- 場 所 八尾市立中小企業サポートセンター セミナールーム
- 出席委員 翁長委員、鍋島委員、西村委員、花田委員、清原委員、中辻委員、松本委員、
山川委員、山口委員
- 欠席委員 曾和委員
- 所管部長 植島経済環境部長
- 事務局 経済環境部環境保全課
岩井課長、鎌尾課長補佐、亀村課長補佐、小山係長、武藤係長、松本係長、
橋本係長、鈴木副主査
- 傍聴者 なし
- 議事
 - 1 開会
 - 2 審議
 - 3 閉会
- 配布資料
 - 資料1：これまでの環境審議会における審議内容のまとめ
 - 資料2：その他の規制関連の見直しについて
 - 資料3：都市生活型公害について
 - 資料4：環境影響評価制度について

参考資料1：八尾市環境影響評価実施要綱

参考資料2：環境影響評価に関する大阪府下の対象事業一覧
- 議事の概要及び発言の趣旨
 - 1 開会

会長 　　ただいまから第4回八尾市環境審議会を開会いたします。本日、審議いただく案件は、市長から諮問のありました「八尾市公害防止条例等の見直しについて」であります。

2 審議

会長 　　それでは、今回の配付しております資料と本日審議をいただく内容について、事務局より説明してください。

事務局 　　それではまず、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

　　今回は排水の規制基準、地下浸透規制についてと、建設工事、カラオケ規制についてご審議いただきました。本日はこれまでのご審議内容のまとめと、その他の規制関連の見直し、自動車などの都市生活型公害、環境影響評価制度についてご審議いただきたいと考えています。

　　また、本日は、委員が出席できなくなったというご連絡があり、事前に委員からご意見を頂いておりますので、それも合わせてご説明しながら進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

　　表の左から順に、項目、ナンバー（通し番号）、頂戴したご意見等、そしてそれに対する回答と整理の方向等となっています。順にご説明させていただきます。

　　以上が資料1に関する説明です。ここで、委員から事前にいただいたご意見等についてご説明させていただきます。

　　まずは2ページの特定工場等の許可制度に関するNo7について、公害防止条例の許可基準又は許可の条件に、建築基準法などの、法体系が公害関係とは別の法令の順守を盛り込むことについてですが、「これは、まちづくりに関するホットな話題です。自治体として総合的に見て行こうという考え方も出てきてはいるが現状、公害関係法令以外の別法の規定の一部だけをこの条例に盛り込むのは難しいのではないか。」というご意見でした。

　　次にNo9に関連して許可のメリットについて、「許可制度とは別で前向きな企業を評価して市民に示していくという取組は、最近いろんなところで出てきている。例えばホテルや旅館など。ただこれは消費者がいて初めて優良企業のメリットがあるので、この公害関係の許可については、その制度そのもので優良な企業というものを評価するのは難しいかもしれない。

一方、例えば、排出ガスや排出水などの測定を自主的に行っており、基準超過がないようなところは立入回数を減らすとか、規制に関する細かい手続きを簡略化するなど、そういうメリットがあってもいいと思います。

あと、公害防止協定について、事業者と市が公害防止協定を締結し、法律よりも厳しい基準を自主的に設定して事業者がこれを守れるのであれば、規制よりもそちらの方へ任せるのもいいかもしれない。」というご意見でした。

以上がこれまでの審議内容のまとめの説明です。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明についてご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員 今お聞きして、各委員さんから出た話をうまく反映していただいて、非常によくできていると思うんですけども。実際に公害防止条例という名前を変えられるのか分かりませんが、その中に、この右の方ですね、審議会が出た意見等に対する回答と整理の方向ということで、条例的に決めつけできない、運用的な部分の話ですね。それは、運用要綱的なところに盛り込まれるんでしょうかね。

事務局 そうですね。規則で盛り込めるところは規則で、規則で規定するよりも細かいところですか、内部的なところとかそういうところは運用要綱でという風に考えておまして、別途それ以外のところですね、細かいところで指導用の、例えば地下浸透とかですね、細かくもっと内部的なものを作成する必要もあるのではないかと、中で話を進めております。

委員 必要な、外せない内容については、まあ要綱とか規則に必ずですね、方向付けをいただきたいと思っております。お願いですけれどもね。

会長 他にご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

委員 19番のところで、项目的には地下浸透の規制についてということなんですけれども、その右側のところ、回答と整理の方向性ということで、大きく考えさせていただいてということで、文章的には、他部局とも連携し、事業者の自主的な公害防止への取組を促進するために、環境に関する情報の提供など、事業者を支援する体制の構築について今後検討してい

くと書いてあったんですけれども、このところで他部局とも連携してという縦割りではない横のところも考えながら、事業者というところ、事業者、生活者、市民など、そういう全体的なところを考えたの自主的な公害の、環境の方針への取組を促進するために、環境に関する情報の提供、それから事業者、生活者、市民を支援する体制の構築について検討して進めていってもらいたいという風には思わせていただきました。ですからこれは地下浸透規制、19番という意味ではなくて、その公害という、私公害という言葉がどうも好きになれないんですけれども、環境に対する考え方であったりとか、進め方であったりとかそういうあたりを、全体をもって考えていくということですので書くいいことを書いて下さってるのではないかなと思いました。

会長 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。それではほかにご意見、ご質問ありませんようでしたら、次に進めてよろしいでしょうか。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料2「その他の規制関連の見直しについて」をご覧ください。大きく4つに分けています。

一つ目が、屋外作業の禁止等、2つ目が貸工場等の規制、3つ目が屋外燃焼行為の禁止、そしてその他となっています。順にご説明させていただきます。

まずは(1)屋外作業の禁止等について、①現行の市条例の規定内容としまして、第27条に、工場等においては、屋外で騒音、振動又は粉じんの発生若しくは飛散させる作業であつて、規則で定める作業をしてはならない。ただし、やむを得ないと認められ、かつ、騒音、振動並びに粉じんの発生及び飛散を最小限に努めるときは、この限りでない。という規定がございます。

これは工場等において板金、製缶、自動車解体など、騒音、振動、粉じんが発生する作業について規則で規定し、これらの作業については、屋外で行うことを原則として禁止するものです。

一方、禁止作業においても、やむを得ないと認められる場合等について、運用要綱で規定しています。そしてその場合においても騒音、振動の発生及び粉じんの飛散を最小限に努めるよう規定されています。

②改正方針案等としまして、まず一つ目、この第27条について、条例の内容は変えませんが、やむを得ないと認められる作業について、規則で規定します。

表の右側をご覧ください。騒音、振動の規制基準を遵守できる作業。

市条例の施行の際既に行われており、周辺的生活環境に影響がない作業。
粉じんの飛散について、材料等の大きさにより屋外でしか作業できない
場合又は作業場から敷地境界線までに相当の距離がとれる場合。

これらの場合は、やむを得ない場合は例外的に屋外作業を認めることと
します。これは現在も運用要綱に記載されているものです。

ただし、これらの場合についても、例えば粉じんが飛散しないように、
周辺にシート等を設けるなど、周辺的生活環境への影響を防止するため、
必要に応じ指導を行います。

次に②の2つ目、屋外作業場における騒音・振動の防止についての努力
義務規定を新規に設けることとします。これは、近年苦情が寄せられるこ
とがある、建屋がない開放型の、建築資材や残土置場等からの騒音、振動
の防止のため、新たに規定するものです。

騒音の発生源として、資材や残土などの積み下ろしや、トラックへの
積み込み作業、建設用重機（バックホウ）などを稼働させる場合もありま
す。他にもフォークリフト等の走行や、バックブザーの音など、いろんな
騒音が発生します。常時ではなく、一回の作業が15分程度でそれが一日
に何回も行われるというケースが多いです。その作業に伴う騒音、振動で
苦情が発生します。騒音が、機械のような一定の定常音でなく、単発であ
ったり、大きさの変動が大きい作業が多いです。また、市街化調整区域な
ど、建築基準法上建屋が建設できない地域にあることも多く、民家も直近
にはないけれども、少し離れたところにあり、そこから苦情になるケース
もあります。

抜本的な対策が難しいため、一度苦情が発生すると長期化することが多
いです。改正後の市条例においては、条文案のところですが、「事業者は、
屋外において資材等の積おろし、運搬用機器及び建設機械の使用、自動車
の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合は、騒音及び振動のより少な
い作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮、作業を行う者へ
の教育及び指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の防止に努
めなければならない。」という努力義務規定を置き、これに基づいて改善に
向けた指導等を行い、場合によっては本市の生活環境紛争処理条例に基づ
く制度や、大阪府公害審査会などの利用による和解による解決（例えば、
防音塀の設置などの他に、作業時間を何時までにするとか、住宅の窓を一
部二重窓にするなど。）も推進して行きたいと考えています。

以上が（1）屋外作業の禁止等に関する説明でございます。

よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 この条文案として書いているものの、防止に努めなければならないという努力義務ですけれども、基準値を決めるのが難しいからこれぐらいに、努力義務ぐらいでというそんな感じでしょうか。

事務局 そうですね。事業所なので規制基準があるんですけど、1回の作業が短かったりとか、変動、車の出入りとか規制のかけ方が少し難しい作業が多く、まずはその作業方法の改善であるとか、必要に応じて防音の塀であったりとかですね、その指導をこの条項に基づいてしていきたいと思っています。といいますのも建屋がないので、規制基準を常に守らせるというのがなかなか難しいケースが多いんです。

委員 そうですね。敷地境界での値になりますもんね。

事務局 そうですね。住居地域とかになりますと55dBとかになってきます。直近に民家がないことの方が多いものですから、あとから住宅がちょっと離れたところに建ったりとか。ただ、これでも改善に向けて進まないようであればまた考えなければならないと思っておりますけれども、まずはここで努力義務を規定して、指導を行っていこうと考えております。

委員 分かりました。

委員 事業所に向けてのモニタリングというのはどうでしょう。例えばこの時間帯にこれぐらいの騒音が、こういう作業がしている、夕方とか。やっぱりいろんなところを集めた上で、いろんな事業所でこういうことをやっているとかがわかってくると、じゃあそれに対する評価であるとか、そういうのがわかってくると思うんですけれども。それともう1つ、モニタリングした上で、それをどう評価するのか、この事業所はどうとかやっぱり評価しないことには次に進んでいかないと思いますので、だからほんと努力してくださいだけではやっぱりすべての事業所、事業所あたりで違うと思いますので、自分のところはこういう努力をしているんだというところを見せていただくように、それに対してどうだという風な感じでしょうか。努力してくださいだけではやっぱりこう、わからないこともいっぱいあると思いますし。

委員 皆さんのご意見というのは、規則に定めるということではなくて、もちろん規則とは別の、そういうような業者に分かりやすい指導を行うという事ですか。

委員 情報を集めるということですよ。

委員 これくらいやれば大丈夫ですよという情報を与えるということですか。

委員 大丈夫ですよ、ではないかもしれませんが。

事務局 現場もそうですし、本来、住宅側の方でどれくらいの音が出ているのかを調べたいというケースもあるんですけども、匿名であったりとかですね、自分のところに来られるとバレてしまうかもしれないのでちょっと、というケースもありまして、そういう場合は苦慮するといえますか。

委員 八尾市は企業数が非常に多いからね。モニタリングというのも大変だと思います、今こういうご意見もありましたけどね。私もいろいろ企業を訪問したときに感じますのは、例えば騒音だったら、そばに大きな道路がありましてね、プレス工場でガチャンガチャンと鳴ってやかましいんですよ、工場の中は。耳栓してやってはるんですね。で、外へ出てちょっと離れたら、その住民の人は問題ないんですけど、接近してる住民は問題が出てくるとおっしゃってました。その工場長の話聞きますと、むしろその道路でトラックやたくさん走ってますよね。その音の方がはるかに大きいと。工場としてはそういう不満があるところも結構ありました。なかなか見方によっては難しい判断になるのではないかと思います。

事務局 そうですね。事業者も、どこまでやったらいいんだということをよく言われます。防音の塀を建てたとしても音は上から越えていきますので、対策してもあまり効果がなかったら、お金だけがかかって意味が薄いという事もあります。その辺はやっぱり状況、民家との距離とか、そういうところも考えて判断していかなければならないんですけども。1回の作業で騒音の大きな作業をやるのが数分であったりする場合もあるんですよ。ガラガラガラという土砂を積み込んだりするときとか、それもちよっと進んでいくと音が小さくなったりとか。あとはエンジンをふかしたりとか、そこはできるだけやめて下さいというお話はさせていただくんですけども。

委員 努力義務ということではいいとは思いますが、その内容で、まず騒音及び振動のより少ない作業方法への変更という風には書いてますけれども、作業方法を言う前に、まず、より騒音発生が少ない機器を選定するとかそういう言葉が必要だと思います。

他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは次に進めさせていただきます。

事務局 それでは（２）貸工場等の規制について、ご説明させていただきます。

貸工場等とは、自己の所有する建物を他人に工場として使用させるか、又は他人に工場等として分譲しようとする場合の建物のことをいいます。

①現行の市条例の規定内容について、本市は住工が混在しているため、工場等からの騒音苦情が発生しやすい状況にあります。そこで、貸工場等を使用する事業者が操業するにあたり、騒音に関する規制基準を守れるようにして、周辺住民からの騒音苦情を未然に防止するため、貸工場等の所有者に対し、壁や窓などについて、構造基準の遵守義務を規定しています。

貸工場等において新たに特定工場等を操業する事業者は、市条例に基づき特定工場等の設置許可申請が必要となります。

②貸工場等に係る改正方針案等としまして、構造基準は、透過損失で35dB（500Hz）以上として規定されており、厳しいものとなっています。後に使用する事業者から発生する騒音の規制基準を順守させることが目的であり、それを守れる可能性が高いことが事前にわかる場合における除外規定について、規則で設けることとします。

③まとめますと、現行と改正後の方針案は次のようになります。

現行の第30条、自己の所有する建物を他人に工場として使用させ、又は他人に工場として分譲しようとする場合は、当該建物に対し、規則で定める公害防止に必要な措置を講じなければならない。となっていますが、これを改正方針案では、最後に「ただし、規則で定める場合においてはこの限りでない。」として、規則で定める内容がその下の案です。順にご説明いたします。

まず1つ目、貸工場が一戸建てで、かつ一事業者に貸し出される場合。

これはその事業者が規制基準を順守できればよいので、除外します。

次に2つ目、貸工場の入居者がすべて決まっており、当該貸工場から排出される騒音が、規制基準に適合することが確実であると認められる場合。

事業者が決まっており、その事業者が使う機械がわかっている場合、騒音値も大体わかります。そして貸工場全体として規制基準の遵守が確認でき

れば、この場合も除外します。

次に3つ目、工場として分譲する事業者がすでに決まっており、それぞれの事業者が排出する騒音が、規制基準に適合することが確実に認められる場合。

これは後に事業者がそれぞれの工場を所有することになるため、その工場ごとに規制基準の遵守が確認できれば、その部分については構造基準の適用外とします。

そして最後に4つ目、貸工場等が工業専用地域（規則別表第3第2項に記載されております既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域（住居系の用途地域の事です。）の境界線から15m以内の区域を除く。）にある場合。

これについては、工業専用地域は、規制基準が他の地域に比べて緩く、周辺に民家が存在することもほとんどないため、この構造基準を守らせることが厳しすぎると考えられます。よって括弧書きの基準が厳しくなる地域以外については、構造基準の適用を除外するものです。

以上が（2）貸工場等の規制に関する説明でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 貸工場の入居者がすべて決まっており、ということは、これ入居者が途中で変わった場合はどうなるのでしょうか。

事務局 入居者が変わる場合は、その変わった入居者から申請が出てくれば、許可申請が取ればOKとします。その部分についてですね、新たに設置許可申請がいきますので。出られた方は廃止になります。

委員 現状、八尾市の貸工場は何%くらいあるんですかね。事業所。まあその事業所の対象がね、サービス業やら製造業やらいろいろあると思うんですけども。なかなか難しい、ざっと見て、そんなに大きな比率じゃないですよ。

事務局 最近はほとんどないです。昭和の、市条例が制定された当時はたくさんありました。既存のスレートの建物が多く、そこからの苦情が多かったのでこういう基準を当時、住工混在しているということもあって設定したん

だと思います。貸工場については、調査票をとっていますが、平成の5年から6年くらいまではありましたけれども、それ以降はあまりないです。

委員 ちょっと工場も減ってきてますよね。八尾市の現状としてはね。はい、ありがとうございます。

事務局 先ほど委員がおっしゃっていただきましたことで、事業者さんがわかるような手立てっていうのを、この中の項目ではないんですけども、我々も把握する手法というのは考えていかなければならないと思ってございます。特に貸工場の場合は勝手に入れ替わっておられるところというのも多数ありますので、以前、委員からお話がありましたように、横のつながりとか連携をもちまして、情報提供でありますとか、そういった方法もちょっと考えてはどうかかなと思っています。

委員 この規制というのは、貸工場を作って貸そうという家主に対するものですよね。先ほど委員がおっしゃったことはその事業者が新しくその貸工場の一部を借りて、それが入れ替わって、新しく事業をしようとする人が何らかの規制を受けるということかというご質問だったと思うんですが。それは全く別ということですか。貸工場を造る家主に対する規制ということですか。事業者に対するものではないということですか。

事務局 この貸工場としては、家主の規制です。

委員 実務者ではないということですか。

事務局 貸す側への規制があって、一方でそこに入居される方については、32条の設置許可申請がいきます。その設置する事業者さんが規制基準を守れるように、事前に建物にちょっと厳しい規制を、こういう構造基準を守った建物を建ててくださいというのが主旨です。入居者がわかってなかったら結構、後から騒音の発生する施設を置こうとしても、この建屋では規制基準を守れないというケースが考えられますので、はい。

委員 どういう事業者が入るかわからないから、ある程度の遮音性能はある建物で対処しておこうということですね。わかりました。

事務局 隣が住居というケースが準工業地域では多くございまして。

会長 他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。それでは無いようですので次に進みたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 それでは（３）屋外燃焼行為の禁止について、ご説明させていただきます。①現在の規制内容について、本市は屋外燃焼行為に関する苦情が、年間約１００件あります。屋外燃焼行為については、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」）及び市条例に基づき指導等を行っています。現行の府条例及び市条例においては、その下の表の現行条例内容にありますように、何人も、屋外燃焼行為をしてはならないと規定されております。

②改正方針案と致しまして、苦情が多く発生しているため、件数を減らす取組へとつなげる規定にします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律とも整合を図り、例えば、この法律の規定に適合した構造を有する焼却炉を用いた焼却行為や、農業活動に伴う焼却行為など、いくつかの除外規定を設け、その場合においても周辺環境への影響を極力減らすよう努力規定を設けます。一方、府条例との整合も図ります。改正後、他部局とも連携し、特に苦情の多い農業関係においては、周辺に配慮した焼却方法や周辺住民とのコミュニケーション等について、ホームページ等で啓発します。

③まとめると、以下の表のようになります。

（資料２ P 3～P 5 読み上げ）

以上が（３）屋外燃焼行為の禁止に関する説明でございます。改正した条例等に基づき、他部局とも連携して啓発や指導等を進めていく事により、燃焼行為の減少や、周辺への影響の低減、そして周辺住民の理解へとつながっていけばと考えています。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 すみません。２つ目の国又は地方公共団体が、というところは、具体的にどんなことが考えられるのでしょうか。

事務局 除外規定の、国又は地方公共団体が、というところでの具体例ということでもよろしいですか。具体的には、例えば河川管理者等々が、河川の横に

生えているような草とかを燃やすようなものについては廃棄物処理法における一応除外規定に該当するので、そういった具体例が現況あります。ただ八尾市においては現況、そういったことで苦情になったということは私の経験ではないんですけども、廃棄物処理法における国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要な燃焼行為にとしては、河川管理者が周りの草木を燃やす行為、そういうものが挙げられます。

委員 1つ目の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する構造を有する焼却炉を用いた燃焼行為とございます。今はもうなくなったと思うのですが、少し前に、小学校とかに紙などを燃やすので焼却炉があって、多分そこでの焼却はダメということになったと思うんですが、そうするとこの1つ目の焼却炉というのはどういう焼却炉なのか教えていただけますでしょうか。

事務局 廃棄物処理法における構造を有する焼却炉の具体的な構造基準というものについてご説明させていただきます。1点目が800℃以上で完全燃焼できるという焼却炉、また燃焼に必要な空気の量、燃焼に伴って空気が絶対に必要になってきますので、そういった通風が十分に確保できるものであること。また、2重扉と申しまして、外気と遮断して燃やせるような構造であること。また、温度を保つために助燃バーナー、通常の燃やすためのものではなくてプラスアルファ、温度を保つために付加的に助燃バーナーを有する構造であること。こういったものが構造基準として定められております。

委員 そういうものでしたら例えば小学校の校庭の片隅にあっても燃やせるということですか。

事務局 そうですね。それを満たしているものであればOKということになります。

委員 現実に、使われていましたか。

事務局 昔あった焼却炉は、満たしていないものがほとんどです。

委員 まだ、そういうのがあったりするんですか。

事務局 今は小学校で焼却炉を基本使わなくなりましたので。

事務局 処分に困られて焼却炉だけ置かれているケースはありますが、もう使用はされてないと思います。

事務局 鎖などで巻いて使えないようにしています。

委員 今教えていただいた、800℃以上とか助燃バーナーがあるとかそういうのを置いているところというのは、実際に八尾市にあるんですか。

事務局 実際に置いておられるところはあります。メーカーさんといいいますか、そういったものを販売されているところがございます。

委員 屋外にですか。

事務局 焼却炉は屋外にです。先ほど申しました構造基準といいますのは、すべて満たすような焼却炉というのはほんとに高額な焼却炉なんです。値段はいろいろあると思うんですが、例えば数百万から数千万くらいの焼却炉もございますし、あとは助燃バーナーということで、これは燃料が必要になってくるわけですね。非常にランニングコストがかかってくるということで、普通の一般的なご家庭や、学校で使うことはほとんどないという風に判断できると思います。

委員 ありがとうございます。もう1点なんですが、現行と比較したときに昔ですとその皮革とか合成樹脂とか臭いが出そうだなってすごくわかるんですね。それで、改正の方では、例えば何を燃やすかっていう項目はなくなるということですか。だから、どんなものでもその、例えば復旧のために必要な燃焼行為とかだったらやっていいということになるんですか。

事務局 そこがですね、第2項のところで周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないようにやってくださいという、この事項に該当する場合はですね。

事務局 ですからこの燃焼行為に関しましては、第1項の方で基本的に燃焼行為はダメですよということを申し上げてですね、ただ、その除外規定というものがありましてですね、それは大丈夫ですと。ただしですね、その除外規定に該当するような場合であっても、やはり市民さんからすると苦情になる場合もございますので、第2項におきまして除外規定の燃焼行為であ

っても、苦情にならないように努めてくださいという風な努力規定を設けているわけです。

委員 ということによって、何を燃やすかということは、迷惑をかけないようなものに限るということになるということですか。

事務局 燃やしているもの自体は関係ないです。何を燃やしても周辺環境に悪影響を与えるようなことはしてほしくないんですよというような感じです。

委員 もう1つ、ちょっと感じたことがあるんですが、今の屋外燃焼行為の禁止については、燃やす人が一人というか、燃やす人に対しての条例だと思うんですけども、1つ前の先ほどの貸工場の場合というのは、所有する人がいて、実際にそこでそれを運用する人がいます。これは2者が違う場合ですので、改正方針案等のところに、ただし規則で定める場合においてはこの限りではないというのがありますが、これは、今の屋外燃焼行為の場合はこれでいいと思うんですけども、この貸工場について、規則で定める場合においてはこの限りではないというのは必要でしょうか。どう申し上げたらいいかな、貸工場、自分の持っている工場で、ちゃんとさせましょうということを行っている条例ですよ。

事務局 委員がおっしゃられてますのは、ただし書きのところで、その下のところですよ、規則で定める内容について（案）というところを入れなくてもいいんじゃないかということですよ。

委員 ただし規則で定める、そうか条例で規則のことを言わないといけないんですか。

事務局 あえて条例にこの文章を入れなくても規則の中でただし書きというのは作ることができますので、条例上はもしかしますと規定しなくても可能かもしれないです。

委員 そのやる人に対してっていう場合と、それからこれは他の人にこうしなさいというので必要な措置を講じなければならない、で止めてはいけないのでしょうかという意味なんです。すみません。直接行為者と違うので、貸工場等の規制の場合は、措置を講じなければならない、で止めておいてもいいのではないかと思うのですが、どうでしょう。必要な措置は講じな

いといけないんですよね。

事務局 この除外規定を認めないということではなくて、規則に載せる必要はないんじゃないかということですか、と言いますのはこの35dBというのがですね、建物所有者にこれを一律で課するというのはちょっと厳しいのではないかというのが前提であるんですね。一律にというのが。先ほどの工業専用地域の話もありましたけれども。今だったらどこの場所でもそれがかかってしまうので。工場がそんなに騒音を発生する施設を置かないのにそれを一律で建てさせるのは、結構費用が掛かるということもあまして、それでこういう場合は大丈夫ですよということで、構造基準を守らせるか各々の工場から規制基準を守らせるか、どちらかにしたいという主旨なんです。

委員 必要な措置というのは、そういう建物を建てなさいということになるんですか。

事務局 そうですね。入居者が決まっていなかった場合はそういう建物を建ててくださいということになるんですよ。窓を2重窓にしてとか、壁も通常よりちょっと厚めにしたりとか。

委員 でも入居者が決まっています…

事務局 入居者が決まっています、その入居者が騒音の規制基準、規制基準が別途ありまして、それを守れるのであれば、なおそれよりも厳しい建物の基準をかけるのはやりすぎといたしますか。

委員 ということは、実際の行為者に関しても規制はあるんですか。

事務局 規制基準、第25条のところで規制基準というのがありまして、騒音の基準、振動の基準とかもあるんですけども、主に建屋の関係は騒音の基準、入った工場がそれを守れるように事前に厳しくして建物にもかけているという話なんです。だからあくまでそこに入っている工場が規制基準を守れるというところが一番の目的になります。工場が施設を置いてしまって、基準を守れないという状況は避けたいということで、この構造基準を守れていれば大概いけるんですよ。35dB落ちますので、建屋の中で100dB出していても大丈夫なので。そういう意味で特に準工業地域で問題になるのを

未然に防止するために、入居者が決まっていな場合にこうしようというところで規定していました。それで今までは一律でしたけれども、一律にはしなくてもいいんじゃないかなという話で、はい。

委員 それでは確認ですが、行為者に対してもちゃんと規制はかかっているということですのでよろしいですね。

事務局 はい。ただしですね、入居された後に基準超過しているとなったとしても、やはり建物で1つ防音していこうというのがありますのでね、なかなかこう後からですね、対策を講じるというのは難しいんですね。建物の構造自体を変えとかということになってきますので、ですからここで言いたいのは、まずあらかじめですね、建物である程度防音できるような構造をお願いしておいてというような主旨になりますね。

委員 今の関連で規制基準というのは25条とおっしゃったけど26条、27条も関係してくるんですねもちろん。

事務局 条例の26条は拡散及び希釈の抑制。27条は屋外作業の禁止ですね。先ほど紹介させていただいた。25条がその規制基準の遵守です。

委員 今出たのは、25条が直接関係するんですね。

事務局 そうですね。それと32条のところに、特定工場の設置等の許可というのがありまして、これを入居する工場さんが特定工場に該当すれば出してくださいことになります。この32条を受けまして、33条のところに許可の基準というのがありまして、ここの(1)のところに、規制基準に適合しないと認めるとき、とあり、規制基準を守れていないと駄目だということになります。

委員 という事は、工場等の主は、この条例をそれだけの範囲にわたって理解していないと駄目なわけですね。

事務局 ですから元々貸工場となつてございますので、誰が入られるかわからない、その段で前もって未然防止しようということで、先ほども申しましたが例えば100dBの音を中に出しても敷地境界では守れるといったことも想定して規定している条例なんですけれども、かなり厳しいというよう

なところもありまして、ある一定の事前に入居者が決まっている場合がありますとか、一軒だけありますとか、他社さんとのトラブル、もめがないようなところであれば、そこらへんは除外してもいいんじゃないかと。逆に言いますと、ある一定の35dB下がってもというところなんですけれども、そこは、当然今は昔と違いまして、中の工場さんも変わられる場合もありますので、そこは後に入られた事業者さんの情報等々を知るような措置というのは別途考えないといけないと思うんですけれども、現行は厳しい部分を若干なりとも緩和できるような措置がないかという規定でございます。

委員 よくわかりました。ありがとうございます。

事務局 今おっしゃっていただいております、この改正案の中に規則で定める何々、続けて規則で定める何々という、この文章表記上の技術的な部分、こういう書き方が適当かどうかという事は、もう一度検討致します。

一方で入居者が全て決まっている場合という部分につきまして、何をもち確認するかという問題もありますので、今後業務を行っていくにあたり、どういった表現が適切であるかという事については今後も検討してまいります。

委員 貸工場の例で言いますと、規則を守らせるという点で言えばこういう、規制基準を守らせませす、と一言だけ言っておけばいいと思うんだけど、現実的には、貸工場を借りてその貸工場の遮音性能が足りなくてそこで自分の持ち物でもない部屋に対して防音工事をするという、そういう現実的に難しいということもあって家主の方にある程度の性能を担保させるという、そういうことですよね。

事務局 おっしゃる通りです。

委員 よろしいでしょうか。現行の条例の内容と改正の方針案のところ、一番大事にしたいと思われているところが、周辺的生活環境を守るということ、ここを大事にしているのだろうと思うんですけれども、でもそうすると現行条例内容のところ何人も屋外において次にあげる燃焼行為をしてはならないとまずうたってあるんですよ。これはすごく強いと思うんです。次の何個かで文言が違うことはありますけれども、燃焼行為をしてはならない、屋外での燃焼行為をしてはならない、という強い口調があつて

もいいのではないかと思うんですけども。で右側の改正後のところで生活環境を損なわないようにという文言がずっと続いていきますけれども、結構苦情の中で一番多いのが、野焼きではないかと思うんですけども。それで、現行の条例がずっと、どのくらい前にできたかということがありますけれども、そのいろんな条例に対してのいろんな対策であったり努力してきたりとかいうあたりはどのようにしてこられて、その、野焼きに対する苦情じゃなくて、実際の野焼きに対してどのような努力をしてきたか、とかいうあたりも含めてどういうことができたのかなというところは少し感じる場所があります。いかがでしょうか。私は山手の方で仕事をしていますので、結構朝方であったりそれからお休みの時であったり冬場の暗くなってきた時であるとか上の方で焼いてるって感じ、でも産業廃棄物って名前にすると申し訳ないような、農作業のいろんなものかなと思いますけれども、以前はビニールハウスかそんな感じのものが焼いているようなことが昔にはありましたけれども、そういうことはもうなくなってきているのではないかなと感じる場所があります。その臭いというよりもいわゆる野焼きの状態ですよね、そういうところへんもありますので、その辺の苦情は随分多いかなと思ったりもしますし、あそこの方煙が上がってきたとかいう通報があったりとかではなかろうかと思うんですけども、その辺のこの何十年の経緯に関していかがでしょうか。

事務局

昭和55年にできた条例でして、私が生まれる前なんですけれども、その変遷というお話がありましたが、少し私が知っているデータの限りで言わせていただきますと、今から10年以上前、14、5年くらい前だと実際こういった野焼きに関する苦情の件数ですね、多い年だと300件くらいあった年もございました。それがここ近年におきましては100件くらいまでに落ち着いてきているという現状ですね。昔は、先ほどビニールをよく燃やされていたという話もあったかと思うんですけども、昔は建設廃材、いわゆる建廃、これも産業廃棄物になってくるんですけども、警察さんとかも動かれることが多いかと思うんですけども、そういった建設系の廃材であるとか、産業廃棄物が多岐を占めていたという経過があります。でそのほか、植木剪定屑ですね、そういったものが大部分を占めていたということがあるんですけども、そういったものが行政指導の中で少しずつ減ってきているような状況でして、現在は分類分けで言いますと、大体半分くらいが農業に関する野焼きになっております。私も実際苦情をいただいた際に現場にて対応しているんですけども、これはひどいなというような野焼き、農業に関わる野焼きもあれば、これで苦情になります

か、というようなものもあります。現在は、元々田んぼであったところに急に家が建って苦情が出たというケースがほとんどになってきています。昔で言うところの廃棄物の不適正処理といった観点よりは、今回努力義務の中で努めなければならないと、そういった周辺と調和してくださいねといった趣旨の規定を今回新たに設けさせていただく中でですね、300件から100件となった現状から少しでも減少させていきたいということで、こういった改正案をお示しさせていただいております。

委員 3ページのところですけれども、規則に定める場合についての案、言葉尻をとっているような形になるんですけど、例えば最初の文章で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する構造を有する焼却炉を用いた燃焼行為、とありますが、非常に穿った解釈をすると、この構造を有していたらどんな焼却の仕方でもいいのかなど。性能を有した焼却炉で適切に焼却行為を行うことで、そういう800℃以上とかいうのを守ることで公害を抑えられるわけですよ、ですので、何か問題があったときにここにはこう書いているというような形で、変な風に解釈されるような形にしない方がいいのか、あるいはこれ読んだら分かりますよねといった、性善説的に書く形でもいいのかと、文章にすると、結局なんか争いごとになったときに、ここにこう書いているでしょということになって、別の、こちらが意図すること以外に勝手に解釈をされて、この規定とか条例の主旨を無視するような形にならないようにした方がいいと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

事務局 おっしゃっていただいているとおりでして、構造を有するというので先ほど助燃バーナーがついているということで申し上げたんですけども、その燃料が入ってないというパターンで、苦情になったことがありましたので、今委員からおっしゃっていただきました内容につきましては適切な稼働を用いてとか、そういうところを追加させていただくという、適切な運用をというところですね、それは必要かと思いますので検討させていただきたいと思えます。

委員 是非お願いします。あと、必要な燃焼行為とか、やむを得ない、大量に物を燃焼させる、という、具体的にどれくらいのものが該当するのかとかそういうのはどうなんですかね。書くことでさっと運用できるのか、あるいは非常に定量できないところで、こちらの意図と実際適用できる効果というか、相違がないようにできればいいと思うんですけども。そのあた

り、折角条例を作るので後々問題が生じないような形でご検討いただけたいと思います。

事務局 そうですね、今の法律の作り方としましては、できるだけわかりやすくというのが前提になってくると思います。この一部の文章につきましては、廃掃法をそのまま引用してきているところもございますので、いまおっしゃっていただきましたように我々の条例に落とし込む際には、わかりやすく入れられるようなところは、さし入れさせていただきたいと思います。

委員 私も大量にという言葉が少し気になっていたんですけど、現行の場合には、量に限らず一応禁止したんですよ。今回の改正案のところでは大量にという言葉が入ったんですけども。

委員 緩くなった気がするんですけど。

事務局 これは現行条例でもですね、第 61 条の第 1 項と第 2 項と同じ文言にさせてもらっておりますので、そこは、変わりはないんですが、ただしですね、ご意見頂戴しておりますように定量的なものです、何をもちょうど大量とみなすのかであるとか、あるいは周辺的生活環境を損なうというのが、何をもちょうど損なうのかということところが我々内部でも意見として出ておまして、1つは生活環境を損なうということで苦情になるかどうかということところが1つあると思いますが、先ほどから出ておりますようにほんとにこれくらいで苦情になるかどうかという事案でもですね、苦情になっているケースがございますのでね、もうその時点で定量的なところが乱れているということもありますので、この辺は先ほども申しましたように再度考えさせていただきたいとも思いますのでよろしくお願い申し上げます。

委員 よろしいでしょうか。3 ページのところでも第 1 項で大量にものを燃焼させることによって周辺的生活環境を損なうと認められるような燃焼行為をしてはならないと書いてあります。それで、ただし書きの規則のところはこの限りではないと。そして第 2 項で前項ただし書きの燃焼行為を行う者は、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない、つまり周辺的生活環境に影響を及ぼすことは、いけないわけですよ。ですから、まわりくどいというか、もっとすっきりと、屋外で燃やしちゃだめよ、ただし規則で定める場合はこの限りでない。それで第 2 項で、前項ただし書きの燃焼行為を行う者は周辺的生活環境に影響を及ぼさ

ないように努めなければならない、ならわかるんですけど、第1項は燃焼行為をしてはならない、そしてただし書きは、まるで周辺の生活環境を損なってもいいんだよ、と言っている感じになってしまっていて、第2項でそれはダメよって書いてあるんです。だからまずは大きく屋外の燃焼行為はいけません。ただしこれはOKです。そして第2項で、ただしその時は周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければなりませんという風にした方が、なんか構成上すっきりするような気がします。

事務局

そうですね。そこらへんも含めて、はい。やはり先ほども申しましたこの焼却行為につきましてはかなり古い時代に制定されてございまして、当時は、燃やすものによってはすごく黒い煙や、すごい臭い、その煙を吸ってしまうと倒れてしまうという場合もありました。今はですね、燃焼行為と言いましてもほんとうに工場さんでやっておられるということは少なく、先ほど申しました畑でありますとか、植木剪定くずでありますとか、一定の業種に特化されている部分もありますので、基本的に燃やしてはならないと。その中で除外規定を設けながらですね、燃やす部分については十分配慮して下さいと、そういう形で構成するように検討いたします。

委員

それと、燃焼が合法なのかという。植木とか伐採したものを、ある場所ではずっと置いておいて、肥料のような形にするとか、というところもあると思うんですけども、ああいうような違う方法で、燃焼すること自体を減らす、それで土をよくするとか環境に配慮するとかそのあたりのことがあんまり進んでいないのかなと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。あれはもっと進めていただきたいと思います。

事務局

ご意見頂戴していただきましたように、横の連携というものが今後の条例の運用の中で重要であると考えております。私どももこの条例改正の中で、作業部会という形で、この条例を所管しているのは環境保全課ですが、今回は農業関係の部局ともですね、こういった協議を重ねながら例えば稲わらなどを燃やさないように、例えばすきこんで肥料にできないかというような話もですね、現在協議を進めているところです。今後ご意見を頂戴した中で、燃やすのではなくこの農業活動の中で何かうまいこと、それこそリサイクルではないですけどもそういった活用ができないかといった話も、今後進めていければと考えているところです。

委員

1点よろしいですか。規則で定める場合についての案の1番下の、たき

火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為という条項があるんですけれども、この改正案の方針案等々で廃掃法との整合性を図るとのことですけれども、諸々の除外規定を設けられているということですが、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為というのが非常に難しいなという、たき火やと逃げられたらどうなのかなという感じがします。さっき野焼きというような話が出ていたんですけれども、やっぱりこの農業をされている方とかとのいかに整合性を持っていくかという問題かなと思うんですけれども、このたき火というのは非常にファジーというか、ここの書きぶりが難しいと思うんですけれども。

委員 個人もあれば、事業者もありますよね。植木屋さんのような庭園業者もあるでしょうね。少し規模が大きくなると。

事務局 基本的にはですね、先ほど申しました法律の引用をさせていただいているところもございまして、法律自身がかかなり古くなっておりますので、今のこの現行条例を考えながら制定させてもらった中で、一般的にこのたき火がですね、童謡とか歌に出てくるようなたき火を想定しているんですけれども、その辺りも含めまして、委員さんからもご意見頂いています通り、現行になっての文言修正でありますとか、わかりやすさというのを表現しながら、改めて検討させていただきたいと思います。

事務局 通常この表現でいきますと、これがいいのであれば何でもいいんじゃないかと言われかねない。

事務局 この辺なんかもですね、実は、産業廃棄物でしたら今は大阪府さんの方に権限がございまして、例えば建設業者さんで、建設廃棄物を燃やすとなったときに一緒に立入とかをするんですけれども、暖をとっているんだという風によく事業者さんがおっしゃるんですよね。ただし、その暖をとるというのが、一応、大阪府さんと我々が一緒に行かさせていただくときは、一斗缶などの小さい缶で燃やしているんだったら暖をとっているんだらうと。ただしそれがドラム缶だとかあるいはもっと大きいものであれば、いやそれは暖とは違うということになってきます。たき火というのは、大体一斗缶ぐらいで少し燃やして暖をとっているんだというのが大体たき火くらいかなと。あとはレジャーとかでキャンプファイアーとかをされる場合がございまして、その辺は一応除外に入ってくるということになります。

委員 今おっしゃったよう言葉を入れられたらどうですか。入れるとしたらどのような文言になるのかわかりませんが、1つの試しとしてね。大変なことやと思いますけれども。

委員 暖をとるたき火であるとか、そのくらいの文言を。

委員 そうやね。一斗缶とかそういう話ができるのであれば。

事務局 一般家庭でたき火されてましてもですね、ほんとに焼き芋を焼かれていますとかなんですよ。小阪合町でもあったんですけど、普通に苦情の電話が入ってきました。それで通常の落ち葉を燃やしても苦情になることがございますので、基本的には燃焼行為というのはすぐ苦情の対象になりますので、その中でもこれは、というものだけは除外対象として行きたいと思っておりますので。検討させていただきます。

会長 他にございませんでしたら、次に進めさせていただきたいと思っております。ではよろしく申し上げます。

事務局 それでは（４）その他の規制関連条項について、ご説明させていただきます。表の左から、項目、条項の番号、現行条例の内容、そして改正方針案等となっております。順にご説明させていただきます

まず、事故時の措置について、ここでいう事故とは、工場等における故障、破損などにより有害物質や油などが飛散、漏洩することを言います。

現行条例においては、事業者の責務として第9条に事故時の処理義務があり、実際に事故が起きた際の措置について第31条に規定があります。第31条は、事故が発生した場合、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び応急措置の内容並びに復旧計画を市長に報告する義務について規定しています。

改正方針案としまして、方針は大きくは変えませんが、まず現行の第9条と第31条の中身が重複しているため、「事故時の措置」として一つにまとめます。

次に、事故が発生した場合の届出義務について規定し、様式も規則で定めます。事故の状況、応急措置の内容、復旧計画等について届出させます。ただし、公害関係法令や府条例に基づく同様の届出を八尾市に行った場合は、重複するため除きます。

一方、事業者が応急措置を講じない場合、被害の拡大が予想されますの

で、その場合の命令と罰則規定を追加します。以上が事故時の措置についてです。

次に、緩衝地帯の設置、建築主の義務についてご説明します。

現行条例の第50条において、指定道路の車道端から10mを緩衝地帯として定めています。この指定道路は、環境審議会の意見を聴いて市長が定めており、現在は外環状線と中央環状線の二つが指定道路となっています。

第51条において、緩衝地帯には譲渡又は他人に使用させることを目的とする住居の用に供される建築物の建築を原則禁止し、やむを得ず建築する場合、規則で定める構造基準を遵守するよう義務付けています。これは自動車の走行に伴う特に騒音と排気ガスによる影響を考慮して規定されたものであり、改正後も内容については大きくは変えません。規則で定める構造基準について、500Hzで透過損失30dBを目安に、規則等の表現の仕方を、現在建築部局と協議して検討しています。

次に、工業地域住宅規制について、現行市条例において、工業地域においては、譲渡又は他人に使用させることを目的とする住居の用に供される建築物を建築しようとする者は、規則で定める緩衝地帯（4.7m）を設けるか、やむを得ず建築する場合は、先ほどの第51条と同じ規則で定める構造基準に適合するよう義務付けています。工業地域は工場が多く、騒音についての規制基準が緩いため、住居側にあらかじめ規制をかけておくものです。

改正方針としても先ほどの指定道路と同じく、条例の内容については変えず、規則で定める構造基準について、先ほどの指定道路の時と同じく500Hzで透過損失30dBを目安に、表現の仕方を検討しています。

次に、駐車場の規制について、ご説明いたします。

まず、現行の第56条において、他人に使用させることを目的とする50㎡以上の規則で定める駐車場を、都市計画法に規定する住居系の用途地域において設置しようとする者は、規則で定める公害防止等に必要な設備を設置しなければならないと定めています。

規則に定める設備の内容として、住居と隣接する部分については、ブロック塀等の設置（ただし、日照、通風の妨げにならないものに限る。と規定されています。）そして排水路の設置 この2つがあります。

改正の方針として、近接した住宅により配慮した表現を盛り込むこととします。案としまして、設置しようとする者は、当該駐車施設の周辺の生活環境に支障を及ぼさないように、自動車の駐車位置、出入口の位置等について配慮するとともに、規則で定める公害防止等に必要な設備を設置しな

ければならない。という風にします。規則にあるブロック塀等については、最近はフェンスなどが多いので、ブロック塀ではなく、単に「塀等」とします。

次に現行の第57条について、工場等又は工場として他人に使用させることを目的とする施設（貸工場の事です。）を設置する者は、自動車の駐車施設及び荷物の積み下しに必要な場所を確保しなければならない。という規定がございます。これについては、現在は運用要綱において、敷地面積300㎡以上の場合を対象とし、それ以外は努力義務となっています。

一方、本市の開発指導要綱において、商業系以外の用途地域においては、延べ床面積250㎡当たり1台以上の駐車移設が必要という規定もございます。よって、改正後の市条例においては、努力義務とします。

次に、油分等の流出防止について、現行条例第62条において、油分の流出及び地下浸透の防止の努力義務を規定しています。

改正後の方針として、まずは前回の地下浸透規制の時にもお話ししましたが、油の地下浸透については別で努力義務として規定します。次に、河川や水路などへの流出について、これは油だけでなく、色水や土砂についても、苦情が寄せられることがあるため、これらについて、みだりに公共用水域へ流出させないように、規定を設けます。そして特に油分については、特定の事業者が設置する施設における油水分離施設の設置義務についても規定します。

油水分離槽に関する規定の案として、油を公共用水域へ流出させるおそれのある工場等で、規則で定めるものを設置する事業者は、油水分離施設等を設置するとともに、油を公共用水域へ流出させないように当該油水分離施設等を維持管理しなければならない。

規則で定める施設の案として、自動車分解整備事業の用に供する洗車施設、自動式車両洗浄施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設を規定しようと考えています。

勿論それ以外についても油を公共用水域へ流出させるおそれのある工場等については、油水分離施設を設置するなどの措置を講じるよう努力規定を設け、油を流出させないように指導します。

以上が（4）その他の規制関連条項の見直しに関する説明でございます。よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 質問なんですけど、市民の側からのことばかりなんですけれども、最近
は台所で油を流すというのがほとんど意識が改善されてなくなっていると
判断してもよろしいのでしょうか。下水も随分と整備されて、目に見えて
というのは少なくなってきましたし、生活排水の中で川に油というのは
あまり見れない感じが多いかもしれませんけれども、そこらへんはどうで
しょうか。

事務局 下水の施設につきましても油というのはあまり好ましいものではありませんので、今、委員がおっしゃられたように各家庭に対して生活排水の指
導とか啓発をしていく中で、油というものは市民の方の中でも流してはい
けないんだなというところは意識として高まってきているところかなとは
感じておりますけれども。

委員 意識として高まってきていて、実際にも減ってきているという。

事務局 そうですね、はい。

委員 こういうところに市民も努力しましょうとか、文言が入るようなことでは
ないんですか。結構手前のところで生活環境に配慮してとかありました
ので。

事務局 別の、そうですね。市民の責務というところでですね、のちほど生活騒
音とかその辺のお話をさせていただこうかなと思うんですけれども、そこ
に例えば入れるとかですね、考えていきたいとは思いますが、結構
そういう意識は浸透してきているかなとは思いますが。

委員 そう思いますけど実際はどうかなと思ひまして。

事務局 生活排水アドバイザーさんにも昔よくがんばっていただきまして。

事務局 実際はですね、下水道の流入水の水質についてもだいぶ落ち着いており
まして、高負荷で入ってくるというのはだいぶ減ってきていますので、や
はり各市民さんが例えばてんぷら油でしたらきっちりと固めて処理してく
ださったりとか。

委員 飲食店においても同じことですか。

事務局 飲食店は一応事業者になりますので、こういった規定を守っていただくという形でお願いしたいと思っています。例えばラーメン屋さんなど。

委員 油の多いところはグリストラップの設置とか、規則では決めてはないですけれども、そういうようなところ、その他という形でというのはあります。まあ業種としてという。

委員 大手もしくは中手の弁当業者、八尾市にはたくさんありますよね。その社長さんに聞いていると油をちゃんと分離してね、もちろん再生でもう一回使うというのもあると思うけれども、そうやなしに、ちゃんと分離して、それで油をもう一回リサイクルする業者に渡してですね、他の目的の油として使うということが最近よく徹底されつつあって、実際には廃棄物的には出さないと、排水にも流さないということを守っているから、その辺がよくなった事情じゃないかなと私は思います。

事務局 先ほどの生活の関係なんですけれども、油の流出の防止については工場に限らずですね、何人もという形にしておいてですね、油水分離槽とかその辺については工場等でという形で書かさせていただくことも検討したいなど。例えば家庭の方でも古くなった灯油を捨ててしまったりとかして苦情になったケースもございますので、やはりみだりに流出してはならないというのはおっしゃられるように検討致します。

委員 油分等って書かれてるから塗料とかも含んでるんですよね。

事務局 塗料はむしろ着色水の方になります。

委員 それ、規定しているんですかね。

事務局 今回入れようかなと。水性塗料とかもありますが、やっぱり色で目立ちますので。

委員 日曜大工でね、塗装して、余った塗料を変な流し方する人がいるかもわかりませんね。普通は、塗料缶に残っている塗料は布かなんかで吸い取って燃えるごみとして出して下さい。ということが基本ですよ。そんなことをわかってない人が結構多いという、そのあたりが心配で質問したんで

すけどね。

事務局 たまにはけで洗ったりとかしてそれがそのまま流れ出てしまう。そこは着色水というところですね、はい。

委員 はい。

会長 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それではここで休憩をとります。

— 休憩 —

会長 それでは再開したいと思います。資料等の説明の方、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料3「都市生活型公害について」をご覧ください。

都市・生活型公害とは、自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下など、都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のことをいいます。産業公害に対しては発生源対策を中心とする政策的対応手段が整備されてきましたが、多数の汚染源が混在した都市構造の中で複雑に組み合わされた都市・生活型公害については、必ずしも十分な対応が行われているとはいえません。

次に、都市・生活型公害の事例についてご説明いたします。

大きく3つあります。一つ目は、交通公害で、自動車などの交通機関がもたらす大気汚染、騒音、振動などがあります。

二つ目は、近隣騒音で、飲食店、娯楽施設等の事業所や、家庭生活を発生源とする騒音のことです。

例として、近所の自動車の空吹き音、商業用拡声機の音、ペットの鳴き声、テレビやエアコンなどの音、隣人の声などがあります。

騒音を受けている人々の居住地域の状態も様々です。過密な都市の居住構造に加え、住宅の材質、構造、利用している機器の特性やその利用の仕方、騒音を生んでいるサービス活動のあり方など、多様な要因が高密度な騒音空間を生み出しています。

より良い環境を求める意識がさらに強まれば、近隣騒音をめぐるトラブ

ルは今後さらに増大すると推測されます。しかし近隣騒音問題は、都市における対話やコミュニティ意識の欠如による面が大きいと考えられます。

三つ目が、廃棄物に関するものです。

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）に基づき、大きくはその図にありますように一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。一般廃棄物にはさらに、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物があります。

一般廃棄物の処理については、市町村が処理計画を策定し、それに従った処理を行っています。一方で事業者は、事業系一般廃棄物について廃棄物処理法に基づいて適正に処理する義務があります。

産業廃棄物については、処理処分の責任は排出事業者となっています。これについては、費用をかけて都道府県等の許可を得た専門業者に委託処理することも含まれます。近年は大量処分からリサイクルの方向へと動いています。

これらの廃棄物の処理等の過程において騒音、振動、粉じん、悪臭などの公害が発生します。

これらの3つの都市生活型公害について、八尾市の現状と市条例の改正方針等についてご説明いたします。

まず、交通公害について、現行の市条例において、第58条に自動車排出ガス等の抑制の努力義務規定、第59条において関係機関への要請規定があります。

改正後の市条例においては、環境総合計画に基づく目標等も踏まえ、自動車の利用に伴う騒音、振動や、排気ガスに伴う大気汚染や地球温暖化防止のため、いくつかの努力規定を設け、これらに基づき今後もエコドライブなどの啓発を行っていく事とします。

改正後の方針案として、表の中にありますような項目を考えています。

公共交通機関又は自転車などの利用による自動車の使用の抑制。

自動車の適正な整備による排出ガス及び騒音等の低減。

エコドライブの推進（アイドリングストップなど）。

低公害車の購入等の推進。

一方、第59条の交通に関する他の機関への要請について、ですが、まず既存の規定は、自動車の通行の禁止若しくは制限とありますが、これは事実上不可能です。一方、道路の改善等の要請については、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、府条例のそれぞれに同様の規定があり、全て八尾市長に権限があるため、当該規定については削除します。以上が交通公害についてです。

次に、近隣騒音についてご説明いたします。

事業場からの騒音については、府条例及び市条例に基づき規制がかかりますが、生活騒音については、規制がありません。日常生活に伴うものであり、規制になじまず、住民同士の話し合いによって解決することが望ましいため、改正後の市条例においても規制は行いません。市民の責務として、日常生活に伴って発生する騒音と、同じく発生する可能性のある悪臭について、周辺的生活環境への配慮についての努力規定を設け、啓発へとつなげることにします。問題が発生した場合は、当事者間で話し合っただけが一番ですが、場合によっては、八尾市生活環境紛争処理条例に基づく制度の利用などにより、解決を図っていきます。

以上を踏まえ、現行の市条例第24条を資料のとおり改正することとします。

次に、廃棄物についてご説明いたします。

現行の市条例においては、事業者の責務の中で、第8条に廃棄物の自己処理の義務として規定されています。

一方で廃棄物については、その発生の抑制や適正処理等について、廃掃法や、大阪府循環型社会形成推進条例及び八尾市廃棄物の適正処理に関する条例により規定があり、現行の市条例の規定は重複しています。

改正後の市条例においては、事業者の責務として、廃棄物の処理に伴う公害発生の未然防止と環境への負荷の低減を目的として、事業者の努力義務として規定し直すことにします。

以上が都市生活型公害についての改正概要となります。生活環境の保全のため、市民や事業者の方々が、それぞれ自主的に取り組んでいただけるように啓発していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委員 (2)の近隣騒音についてというところですが、改正後の方針案では市民は、日常生活に伴って発生する騒音、悪臭によりと書いてあって、騒音、悪臭に限定した表現になっています。それで、例えば振動もひよっとしたらあるかもしれませんし、それから大気汚染、ちょっと変なものというのがということもあるかもしれないので、騒音、悪臭など、というようにしたらいかがかなと思います。以上です。

会長 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員

はい。交通公害の関係ですね。改正後の方針案というところで、環境への負荷の低減のため、以下の項目を努力規定として盛り込むと、でこの努力項目を入れていただいているので、まあ市民の立場では努力しようと、工場主も努力しようと、ドライバーも努力しようという主旨になりますけれども、ちょっとこの文言の他にですね、次のようなことを追加検討していただいたらどうかということ、私は企業の立場で行くとトラック輸送から貨物輸送系まで、要はよくあるトラック輸送してばかりではですね、道路が混雑したりしますし、排気ガスも出ます。で貨物輸送系をベターにするとかえって安上がりという意見もありますね。そういう点が1つと、それから複数企業による共同輸送と、八尾市なんかは中小企業たくさんありますから、複数企業による共同輸送と書いておいたら、ちょっと社長さんがですね、考えて仲のいい業者と一緒にやろかとかね、同じ業種でもやれんことないなとか、そういうことも考えていただけるんじゃないかと、そういう文言の追加をご検討いただいたらどうかというようなこととかですね。それから、工場の建屋を新築とか増築する場合に、再生可能エネルギーとしてのソーラー発電、それから断熱の外装、それから地熱、進んだところでは地熱の循環活用した空調完備、それから採光を考えた窓の配置とかね、それから高効率な給湯設備ですね、あの、関電のハピネス言うんですか、エコキュートみたいなものもありますね。それからあの、住まいのエコカーということで、これは省エネ家電の購入であるとか、ちょっと離れますけど緑化を推進するとかですね、そういうことで電気や燃料の合理的な利用と、それから地球温暖化防止にも貢献できるんじゃないかということで、少し観点がいろいろ申し上げたんですが、そういうところからちょっと言葉として検討して、効果があるなというところを入れていただければと思うんです。1つの小さな提案ですけど、よろしく願います。

委員

今のご意見に対しては、今回検討していなかった部分ということになるんでしょうか。今回焦点を当てたのは交通公害とか近隣騒音とか廃棄物とかというようなことで、地球環境問題に対してのそういう部分は、また別のところでということなんでしょうかね。

事務局

地球温暖化の関係につきましては次回に取り上げさせていただこうと思っております。

委員 次回、専門的にとりあげるわけですね。

事務局 ここは自動車の関係になります。最初におっしゃられていましたトラック輸送の話から貨物輸送というのは、貨物輸送というのは鉄道のことかと思うんですけども、この辺は自動車の使用の抑制のところですね、例えばこの市、事業者及び市民は環境への負荷の低減を図るため、公共交通機関又は自転車など、環境への負荷の少ない交通手段の利用に努めなければならぬ、みたいな形の規定を設けさせていただこうかなと考えております。

委員 多分自動車の時を考えたらモーダルシフトという言葉を使えばそのことを表すと思います。ただそうすると、モーダルシフトだと市民の感覚ではあまりないので、ここに自転車とか書いたこのあたりは残した方がいいのかなと思いますけれども、少し用語で考えていただけたらと思います。

委員 トラック輸送とかの関係はもう少し詳しく、都市生活型ではなくて事業関係の問題ですよ。ですからここで取り上げる問題ではなさそうな気がしますね。他にご意見ございますでしょうか。それでは次に進んでよろしいでしょうか。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料4「環境影響評価制度について」をご覧ください。

1. 環境影響評価（アセスメント）とは、開発事業（道路、鉄道、空港、ダム、発電所等）の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の免許など）に反映させることにより、事業が環境の保全（生活環境、自然環境、都市環境、地球環境等）に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

次に、2. 環境影響評価制度についてご説明いたします。

環境影響評価制度に関する関係法令としては、環境影響評価法（平成9年に制定されています。以下この資料において「法」といいます。）、大阪府環境影響評価条例（平成10年に制定されています。以下この資料にお

いてのみ「府条例」といいます。)があります。

法に基づく権限は都道府県知事にあります。府下では大阪市と堺市のみが、他市への影響がない事業についての権限を持っており、それぞれ独自に条例を持っています。

法の対象事業は条例で規定できないことになっています。府条例との重複はできないことはありませんが、府下で独自に条例を持っているどの市も対象外としています。府条例の手続きの中で、市町村への意見照会があります。

次に、大阪府下の条例の制定状況についてご説明いたします。

大阪府下では、大阪市、堺市以外では、表にあります吹田市、豊中市、高槻市、枚方市が、独自に環境影響評価に関する条例を持っています。

次に、(3) 八尾市の現状についてご説明いたします。

八尾市では、公害防止条例第63条に環境影響評価についての規定「市長は、公害の防止及び生活環境への影響を防ぐため、特に必要と認めた事業を行う者に対し、事前環境影響評価を行わせることができる。」があり、これに基づき、対象事業については、規則で2事業を規定しています。手続き等については、「八尾市環境影響評価実施要綱」、及び「八尾市環境影響評価技術指針」に定めています。八尾市環境影響評価実施要綱については本日(参考資料1)としてお配りしています。そして、参考資料の2が、大阪府下における対象事業の一覧表でございます。八尾市は府条例の隣にあります。このように、道路と、廃棄物の焼却炉等の2つしかないという状況です。

そしてこの実施要綱に基づき別途、「八尾市環境影響評価委員会設置要綱」を定め、専門の委員の意見を聴くようにしていました。一方、平成7年に別途、「八尾市環境影響評価調整委員設置要綱」を定め、法、府条例対象事業についても、委員の意見を聴けるようにしました。この2つの、委員等の設置要綱については、条例規定が必要とされ、平成24年度に廃止しました。

これが、八尾市における現状です。

次に3. 環境影響評価制度に基づく手続きということで、参考に、法に基づく手続きの流れについてご説明いたします。

大きく5つの段階に分かれておまして、2. 方法書の手続きの後に実際のアセスメントを行い、そして評価をして問題なければ事業を実施するという流れになっています。この1から3の手続きにおける「都道府県知事の意見」のところで、関係市町村へ意見照会が来ることとなります。

条例を制定した際はこれに準じた手続きを規定することとなります。

これらを踏まえまして今後の方針案についてご説明いたします。

4. 改正方針案、「八尾市民の環境を守る基本条例」（以下「市基本条例」といいます。）第18条に基づき、（仮称）環境影響評価条例を制定し、市条例から環境影響評価に関する規定を削除します。

対象事業を新たに規定しなおします。（法・府条例対象事業は除きます。）

（仮称）環境影響評価審査会を設置し、この条例の対象事業だけでなく、法・府条例の対象事業において知事から意見照会が来た際や、その他必要に応じ、委員の意見が聴けるようにします。（例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第3項に基づく意見）

八尾市環境影響評価実施要綱は廃止します。これを条例化するイメージです。一方、八尾市環境影響評価技術指針については、従来のを改正し、新条例に位置付けます。

以上が改正の方針案で、改正前後の市基本条例と、市条例及び（仮称）環境影響評価条例等との関係は、次ページのようになります。左が市基本条例の規定で、右が関連条例等になります。基本条例に基づく環境の保全等に関する施策として第11条から第19条まであり、現行は第11条に基づき、公害防止条例（市条例）が制定されています。一方、第18条に基づく条例はありませんが、市条例第63条に基づき、環境影響評価実施要綱があり、それに基づいて各要綱、指針が定められています。

これを下のように、名称も含めて市条例を改正し、改正した条例からは環境影響評価に関する規定を削除します。一方、市基本条例第18条に基づき、（仮称）環境影響評価条例を制定します。

以上が環境影響評価制度に関する改正方針の案です。

この環境影響評価制度につきまして、委員より事前に意見を頂いておりますのでその内容についてご説明させていただきます。

環境影響評価は一つの独立した制度であるので、新しく条例を制定するのは、その方がいいと思います。

対象事業と手続きについて、規模が小さい場合は、もう少し手続きを簡素化してもいいと思います。

環境影響評価については、大規模事業で、大抵は専門の業者が入っており、手続きにおいて内容を変更させることはあまりありません。ただ内容が複雑であるため、特に要約書については、住民が見ても理解できるようなわかりやすいものにするべきだと思います。

住民からみてわかりづらく、事業者の負担だけがが増えてアライバイ作りにしかならないようなら意味がないと考えます。

以上が委員からのご意見でした。

今後、対象事業の選定と、手続き方法についてどこまでやるのか、などが大きな作業となってくると予想されます。そのあたりも含め、ご意見等頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上が環境影響評価制度に関する改訂方針の案です。

この環境影響評価制度につきまして、事前に委員よりご意見を頂いておりますので、その内容についてご説明させていただきます。

一つ目、環境影響評価は一つの独立した制度であるので、新しく条例を制定するのは、その方がいいと思います。

二つ目、対象事業と手続きについて、規模が小さい場合は、もう少し手続きを簡素化してもいいと思います。

三つ目、環境影響評価については、大規模事業で、大抵は専門の業者が入っており、手続きにおいて内容を変更させることはあまりありません。ただ内容が複雑であるため、特に要約書については、住民が見ても理解できるようなわかりやすいものにするべきだと思います。住民からみてわかりづらく、事業者の負担だけがが増えてアリバイ作りにしかならないような意味がないと考えます。

以上が委員からのご意見でした。

今後、対象事業の選定と、手続き方法についてどこまでやるのか、などが大きな作業となってくると予想されます。そのあたりも含め、ご意見等頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 どうもありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひします。

委員 この環境影響評価の審査会というのがありまして、私他のところに行くつか入っているんですが、例えば兵庫県と神戸市に入っているのですが、まず神戸市で意見をまとめてそれを知事に具申すると、そうすると今度知事が県の審査会の意見を聞いて、両方聞いて事業者に意見を言うという、そういう手続きになっています。ですから、例えば八尾市さんに影響があるような施設が出てきた場合に、八尾市さんとして多分訊かれると思うんですね。それに対して答える必要があるので、今、委員のご意見にもありましたが、一応その条例を持っておいて、そういう組織を持っておいた方がいいのではないかというのが1点でございます。それから2点目は、今道路と処理能力100t以上の焼却炉等を有する施設というのが出てきたけれども、例えばこれからですと、飛行場というのは対象に、あるからいいんですかね、すみません。発電所とかですね、あと工場とかいくつか

その対象になりそうなものがありますので、それも含めて条例を作っておかれた方が、照会があったときに慌てなくて済むのではないかなという風に思いました。以上です。

委員 私もよく似た意見なんですけれども、この参考資料2ですね、これを見ますと、今、委員がおっしゃったような観点からですね、例えば吹田とか豊中とか横並びで見ましたら、八尾市は飛行場を持っているんですよ。飛行場の関連で他にきちっと決めておかなあかんものがないのかとか、それから鉄道の場合ですね、鉄道は新しくできるというのではなくてですね、駅の改良とか付近の商店街とかいろいろ関連して出てくると思うんですね。その辺の関連はどうかとか、それから横並びに見たら建築物とかは、八尾市と同じような豊中とか高槻では高さ60m以上とか、そういうルールを決めておられますね。それから12番目の新住宅市街地開発事業ですか、これは府条例に比べたら面積3haとかそういうことを決められている市もありますね。それからその他の事業として、みんなほかの市は埋まっているんですけれども、八尾市はそういうことを参考にしてやっぱり埋めるべきものは結構あるんじゃないかなと。でまあ今回影響評価については別途されますので、意見として申し上げたいと思っております。

事務局 対象事業につきましては、本市の状況と大阪府下の同じような市がありますので、その辺も含めながら、またうちの課だけの判断ではなく、他の課と協議もしながら、今後選定していきたいと思っております。

委員 それと、委員がおっしゃっていた、規模が小さいような対象事業の場合は、簡素化した環境影響評価のルーティーンというか手順ですね、そういうものをぜひ取り入れていただいたらいいと思うんですけれども。あれですかね、従来やられているのは、そういう環境評価をする場合は、専門家が企業なり企業体に入ってやっているんでしょうかね。

事務局 実際のアセスの作業ですかね。

委員 実際はね。

事務局 おそらくほとんど専門の業者さんといいますかね、コンサルさんですかね。

委員 そうですよね。そうせんとなかなか難しいですよね。府のホームページなんか見たら、ちゃんと事例としてはサンプルがありますけれども、それだけをやったんでは、抜けが出てくると思いますのでね。

委員 事業者が頼むんですよ。そして事業者が評価書とかそういうものを出してきます。だからほんとにすごく分厚い資料なんです。それで要約書というものもやはり出して下さってます。だからわかりやすくとかいうのは事業者の仕事なので、八尾市さんとしては、そういうのがあったときに意見が言えるように審議会を設置しておいてということが必要なと思います。

委員 今は、評価委員会はあるんでしょ、上に書いてましたけど。

事務局 評価委員会を実質開けないような形に、評価委員会の設置要綱を廃止しているんです。平成25年に。

委員 廃止になったんですね。なるほど。

事務局 条例に規定しなさいと言われてまして。対象案件が出てきていなかったということがありまして、大規模事業が多いので、実際に出てきたときに委員会だけでも間に合わなければ設置しようかという話だったんですけども、今回こういう機会がございますので、この公害防止条例の改正とともに、環境影響評価も1つ整理していこうというところです。

委員 それなら大規模じゃなしに中規模程度のものに目線を置いたときにね、頼れるように、先ほど委員もおっしゃってましたように、八尾市だけではなしに共通の切り口で他の市との課題もあるかもわかりませんね。そんなところはちゃんと共有して結論をすぐ出せるというようにしていただければと思います。

委員 この環境影響評価の委員会といいますか、名称といいますか、それは府から八尾市に関係があるということで問い合わせがある時に、意見を述べるというのが1つでして、対象事業を決めるというのは、府の条例とかでひっかからないもっと小規模なものについては、市独自に環境影響評価をしようと、そういうことなんですか。

事務局 はい。

委員 で、その対象事業をこれからもっと広げるかもしれないということですか。

事務局 そうですね、はい。これから近隣の他市の状況等々を見させていただいたりとか、八尾市の残っています残地といますか、そういったところでどういった事業がくるのかとか、想定しながら考えてまいりたいと思います。

委員 これについてはそういう方向で、設置した方がいいだろうということで非常にはっきりしていると思うんですけども。

委員 事業者自らが評価してその結果を公表することで市民がわかるということで、先ほどおっしゃられたわかりやすい形で公表するということがとても大事なことじゃないかと思います。

委員 パブコメをしたいと思います。市の意見として知事に出す前に、でそれをまとめて、こういう・・・

事務局 業者さんから出てきた意見をそのままというのは、っていうのもあって審査会を開きまして、その中で専門的な見地からの意見をいただいて、あげさせていただくという仕組みになります。

会長 他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 これは一般市民に対しての公開なんですかね。それは影響評価をやる前と後、両方で公開されるんですか。後ですねやっぱり。その内容を。やる前もありますね。地域住民に対する、地域の責任者、例えば町会の会長さんであるとか。

事務局 法の手続きところで言えば2番の報告書のところですね。これは、まだアセスメントをやる前になります。それでこのところに方法書の説明会というのがあって、環境保全の見地から意見を有する者からの意見、で合わせて都道府県知事の意見と。アセスメントの前にもそういうところが出てきます。

委員 それは必ずね、実行していただかないと。

事務局 前後ですね。

委員 市民が知らないうちにえらいことなったら困りますから。

委員 配慮書って一番最初にありますけど、これはどういう項目を審査しますか、というところを向こうが出してくる。そこからなんです。そうすると例えばこの項目が外れているのはどうしてですかとか、事業者に訊いたりすることができて、それをパブコメをつけて、それで委員会の意見とともに市長さんが知事さんにこういう意見として八尾市さんとして出しましょうという、それで段階が配慮書、方法書、準備書、評価書とあります。その時に一般からの意見とありますが、例えば説明会を開かなければいけないとか、こんな風にいっぱいになったのも数年前なんですけれども、やってからだけではいけないよね、ということでこうなったという経緯だそうでございます。

事務局 非常に手続きが長期間にわたるケースもあるということで、最長で大阪府さんが3年くらいかかる場合が、事業にもよるんですけど、発電所など大きな事業もありますし。

委員 その間に取り下げになったりもしますしね。

委員 予算がなくなったりね。はい、わかりました。

会長 他にご意見、ご質問ございませんようでしたら、皆様、長時間にわたり活発にご議論頂き有難うございました。

3 閉会

会長 それでは、本日の審議会はこれを持ちまして「閉会」と致します。